

障害のある子どもの学校生活サポート事業実施要領

1 目的

この要領は、千葉市立小・中学校（以下、「学校」）に在籍する肢体不自由児や難聴児などに対する各学校の取組を支援するために、学校生活ボランティア（以下、「ボランティア」）の派遣に必要な事項を定めることを目的とする。

2 事業の内容

この事業は、学校に在籍する肢体不自由児や難聴児などに学校生活を送る上で必要な支援を行うため、児童生徒及び学校の実態に応じ、生活面での補助を行うボランティアを派遣するものである。

3 ボランティアの要件

この事業で派遣するボランティアは、学校長又は養護教育センター所長が障害のある児童生徒に対する理解と愛情のあると認めた者とする。

4 派遣期間

派遣期間は年度末までとする。ただし、保護者の希望と学校長の所見に基づいて、養護教育センター所長の判断で更新できるものとする。

5 活動条件

この事業に携わるボランティアの活動条件は、以下のとおりとする。

- (1) 活動内容については、養護教育センター所長が別に定める。
- (2) 活動については、学校の職員が指導し学校長が監督する。
- (3) 活動時間については、ボランティアと学校長とで協議して定める。

6 遵守事項

ボランティアは、次のことを遵守しなければならない。

- (1) 法令等を遵守すること。
- (2) 活動中に知り得たことを他に漏らしてはならないこと。
- (3) 学校長をはじめ、学校の職員の指示に従わなければならないこと。
- (4) その他、教育活動上ふさわしくない行為はしてはならないこと。

7 学校の責務

ボランティアの派遣に当たって、学校は次の責務を負う。

- (1) ボランティアの活動内容や活動時間等を把握すること。
- (2) 対象児童生徒の活動と変容を記録すること。
- (3) 活動中の児童生徒とボランティアの安全を確保すること。
- (4) 養護教育センター所長の求めに応じて、事業の報告をすること。

8 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は養護教育センター所長が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。